

## 佐賀市障がい者プラン等策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐賀市障がい者プラン、佐賀市障害福祉計画及び佐賀市障害児福祉計画（以下「プラン等」という。）の策定及び事業の実施に関する重要な事項を協議するため、佐賀市障がい者プラン等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プラン等作成の基本方針に関する事項について協議すること
- (2) プラン等の素案を策定すること
- (3) その他プラン等の推進のための重要事項に関して協議すること

### (組織)

第3条 委員会は、次の中から、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 障害者団体等の代表 6人以内
- (2) 公共的団体の代表 14人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 医療機関の代表 2人以内
- (5) 公募した市民 2人以内

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において行う。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年2月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。